

賛助会員・法人会員規程

(目的)

1 本規程は、本会の賛助会員、法人会員の権利などについて定める。

(賛助会員の権利)

2 個人の賛助会員は、本会の大会に招待される。団体の賛助会員については、口数分の構成員が大会に招待される。

2 賛助会員は、口数分の学会誌を受け取ることができる。

3 賛助会員は、本会のウェブサイトには賛助会員として名称を掲載することができる。

4 賛助会員は、本会大会の際に割引料金で広告を出すこと、および出展することができる。

(法人会員の権利)

3 法人会員は、3名までの構成員を本会で研究発表が可能な会員として登録することができる。登録された構成員は、正会員と同じ条件で本会の大会に出席することができる。

2 法人会員は、学会誌を受け取ることができる。

3 法人会員は、本会のウェブサイトには法人会員として名称を掲載することができる。

(賛助会員、法人会員の入会申込方法)

4 賛助会員あるいは法人会員として入会を希望するものは、下記の情報をメールで日本認知心理学会業務センターまで送付し、常務理事会での審査を受けるものとする。

賛助会員個人：氏名、所属、賛助する理由

賛助会員団体：団体名、団体の簡単な概要、賛助する理由、口数

法人会員：法人名、法人の簡単な概要、認知心理学との関わり、研究発表を希望する3名までの構成員の氏名、およびその代表者の氏名

(その他)

5 賛助会員、法人会員の選挙権については、別途定める。

(改正)

6 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 本規程は、2022年6月18日より施行する。